

前払式支払手段保有者各位

(太陽鋳油株式会社・50号線岩瀬SSで太陽プリカをご購入のお客様)

弊社は、平成26年9月30日の閉店をもって使用不可となった「50号線岩瀬SS」発行の「太陽プリカ」を、資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）第20条第1項に基づき、有効な未使用残高の払戻しを致しますのでお知らせいたします。概要は以下の通りです。

- 1 資金決済に関する法律第20条第1項に則り、前払式支払手段保有者へ未使用残高の払戻しを致します。
- 2 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
太陽鋳油株式会社
- 3 払戻しにかかる前払式支払手段の種類は次の通りです。
太陽鋳油株式会社 50号線岩瀬SS発行の「太陽プリカ」
※平成26年10月1日の時点で有効期限が到来していないものに限る。
- 4 払戻しにかかる前払式支払手段の申し出方法及び払戻しの方法
有効な残高がある当該「太陽プリカ」をお持ちのお客様は平成26年10月1日(水)から平成26年12月31日(水)（郵送の場合当日消印有効）までの間に次のいずれかの方法でお申し出下さい。

- ①住所・氏名・電話番号、振込先情報（金融機関名、支店名、預金種別（普通・当座）、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は通常貯金の記号・番号）、口座名義(カタカナ))を明記したメモと「太陽プリカ」現物を、下記住所へ特定記録郵便にてご郵送下さい。
対象となる「太陽プリカ」の残額に、ご負担いただいた郵送代金を加えた金額を、ご指定の金融機関へお振込致します。

※送付先住所

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3丁目8-1 TT-2ビルディング3階

太陽鋳油株式会社 システム・経理部 プリカ受付係

弊社ホームページ(<http://www.taiyo-koyu.co.jp>)上に、「太陽プリカ払い戻し専用封筒」を掲示しておりますので、そちらもご利用下さい。

- ② 次の給油所店頭に対象となる「太陽プリカ」をご持参ください。店頭において現金で払戻し致します。

- ・ 太陽鋳油（株）「6号線 水戸南SS」
茨城県東茨城郡茨城町小幡 1028-48

TEL 029-240-7261

- ・ 太陽鋳油（株）「6号線 東海村SS」
茨城県那珂郡東海村大字舟石川字権現堂 634-7

TEL 029-283-1366

- ・ 太陽鋳油（株）「294 号線 石下 SS」

茨城県常総市新石下字駒離 1616-3

TEL 0297-42-1601

- ・ 太陽鋳油（株）「新 4 号線 上三川インターSS」

栃木県宇都宮市西刑部町字西原 2745-1

TEL 028-656-8435

※給油所でのお取扱いは、祝日を除く月曜から金曜の午前 9 時より午後 5 時の間とさせていただきます。

- 5 前項の期限(平成 26 年 12 月 31 日)までにお申し出がないと、本公告による払戻しの手続きより除外されます。

- 6 払戻しに関するお問い合わせ先は次の通りです。

03-5641-5211 プリカ受付係

(受付時間 祝日を除く月曜から金曜の午前 9 時より午後 5 時の間とさせていただきます)

※いただいた個人情報はこの払戻金の返金についてのみ使用します。

平成 26 年 10 月 1 日